

## 社会福祉法人東員町社会福祉協議会福祉有償運送運営要綱

(目的)

### 第1条

この要綱は社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という）が道路運送法第79条の2により登録を受けて行う福祉有償運送において、通常単独ではバス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障がい者等の外出の利便を図ることにより、利用者が地域で安心して生活する一助を担うことを目的とする。

(会員)

### 第2条

福祉有償運送に係る利用者は、利用会員として利用会員名簿に登録しなければならない。

(利用会員対象)

### 第3条

利用会員（以下「会員」という）となる条件は、東員町内在住でバス・タクシーなどの公共交通機関を利用することが身体的・精神的に困難な者（移動制約者）で以下のいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で以下に該当しない者
  - ① 上肢障害・聴覚障害・言語障害の者
  - ② 自家用自動車購入の際に減免等を受けた者
  - ③ 行政機関から交通手段に対する助成等を受けた者
- (3) その他本会会長が利用を認めた者

2 当該事業の体制業務量として、利用会員登録数は、おおむね20名を上限とする。

(利用申し出について)

### 第4条

会員として登録を希望するものは福祉有償運送利用申出書（様式1）に必要事項を記入して本会に提出する。なお、利用登録については福祉有償運送運営協議会の決定によるものとする。

(使用車両)

### 第5条

車いすを載せるためのスロープまたはリフトを備えた装置を有する自動車とセダン用車両を使用する。

- 2 使用車両については道路運送法第79条の第2項に基づく登録に係る有償運送であること、運賃及び料金、運転者の氏名並びに自動車登録番号等について利用者に見やすいよう掲示する。

(運転者)

第6条

運転者は普通免許を有し、過去2年間運転免許停止処分を受けていない者とし、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 普通第一種免許を取得後3年以上が経過し、直近の2年間に免許停止処分を受けたことのない者。
- (2) 国土交通大臣が認定した講習を修了した者

(運行管理体制)

第7条

本会事務局長を運行管理責任者、総務福祉係主任を代務者とし、運行管理体制を別表のとおり定める。

(運行日及び時間)

第8条

この事業を実施する日時は原則として次に掲げる日を除いた日の午前9時から午後4時までとする。ただし、医療機関等の都合によりやむを得ない理由がある場合は時間外も対応できることとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(運行予約)

第9条

運行の予約は、原則として希望する日の1週間前の午後5時(以下「予約〆切」という)まで受け付けるものとする。

- 2 予約〆切を過ぎて利用対象者から予約の申込みがあった場合で、その理由が病院の都合など利用対象者の責めに帰すことができない理由である場合については、前項の規定にかかわらず、希望する日の3日前の午後5時まで受け付けることができるものとする。

- 3 運行の予約は、本会への電話により、又は本会の事務所への訪問により受け付けるものとし、運転者個人が電話により、又は運行の際に次回の予約を引き受けることはしない。

(利用料金)

第 10 条

利用料金は、車両のオドメーターにより次のとおり定める。

摘要	額
介護支援専門員が作成するケアプラン または、市町が行う介護給付費支給決定の 内容に基づく運送の場合。	5 km まで 300円 以降5 km までごとに 300円

- 2 有料道路通行料及び有料駐車場等使用料金の実費は、利用者がその都度負担するものとする。

(運行範囲)

第 11 条

運行範囲は東員町・いなべ市・桑名市内の医療機関の受診に限るものとする。

(会員への介助)

第 12 条

運転者は会員に対して、車両からの乗降等の必要な介助を行う。

(事故等の対応)

第 13 条

運送中に事故が発生した場合は運転者が直ちに管轄の警察署に届け出るとともに本会運行管理責任者に連絡し、会員は代替車両で移送サービスを継続するものとする。

(事故の補償)

第 14 条

サービス利用中の事故等による利用者への補償は、車両の任意保険の範囲とする。

(登録抹消)

第 15 条

利用登録会員が次の各号のいずれかに該当するときは登録を抹消するものとする。

- (1) 利用者が第 3 条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者が登録の取り消しを申し出たとき。
- (3) 利用者が死亡したとき。
- (4) その他本会会長が当該事業の利用者として不適當と認めたとき。

- 附 則 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、福祉有償運送運営協議会の協議の結果、変更する必要がある場合には速やかに変更した上、道路運送法上の登録を申請するものとする。